

空き家バンク制度の運用について

<窓口・電話での問い合わせ内容（令和6年4月～9月）>

1 空き家所有者 A

- ・築50年たっている家を貸したいと考えているが、耐震性に不安がある。
だれかに貸して大地震時に被害が出ると所有者責任を追及されるのが嫌だ。

2 空き家所有者 B

- ・新耐震の住宅を空き家バンク制度を使って誰かに貸すことで有効利用してもらいたい。
賃貸にするか売却にするかを決めかねていて、なかなか結論を出せない。

3 空き家活用希望者 A～D

- ・空き家バンクを始めたということを HP で知った。居住したいので物件があれば紹介してほしい。【A～Dとも同様の問い合わせ】

<現在の登録状況>

空き家所有者側、空き家活用希望者側の登録実績はゼロ（令和6年9月末現在）

<課題>

- ・空き家バンクで、空き家所有者側の登録を促すためには、どのような周知方法が考えられるか。

<今後の方針等>

- ・空き家実態調査を行ったときに利活用希望のある回答をした空き家所有者へアンケート用紙を送付し、意向確認をするとともに、空き家バンクの PR をする。
- ・市内の不動産関係団体宛てに、空き家予備軍の所有者からの相談があった場合、市の空き家バンク制度を PR してもらうよう依頼する。

茅ヶ崎市空き家バンク のご案内

空き家バンクとは、空き家を売りたい方・貸したい方に物件を登録していただき、全国の空き家を利用したい方へ情報を提供するものです。

茅ヶ崎市空き家バンク

検索



空き家バンクへの利用・登録の流れ

全国版空き家バンク
ホームページ



売りたい・貸したい

①空き家の登録申請
空き家に関する情報を記載した
様式を市に提出。

茅ヶ崎市

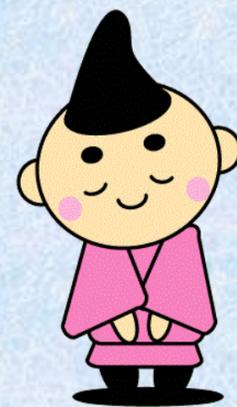
②物件調査
不動産関係団体と物件調査後、
登録可能な場合、空き家バンク
ホームページへ公開。

買いたい・借りたい

③内覧申込
希望の物件がある場合、
市または不動産会社へ連絡。

宅地建物取引業協会
全日本不動産協会
当事者間での交渉・契約

申請方法



空き家を登録したい方

下記の書類を揃えて、窓口にて申し込みをしてください。

☆必要書類	
茅ヶ崎市空き家バンク登録申請書※1	<input type="checkbox"/>
茅ヶ崎市空き家バンク登録カード※1	<input type="checkbox"/>
茅ヶ崎市空き家バンク登録同意書 (空き家所有者と異なる場合)※1	<input type="checkbox"/>
空き家の登記事項証明書※2	<input type="checkbox"/>
本人確認書類 運転免許証・マイナンバーカード等	<input type="checkbox"/>

※1 都市政策課窓口、またはホームページより申請書を取得してください

※2 法務局にて取得してください

空き家を利用したい方

空き家バンクHPを閲覧し、内覧を希望される方は、茅ヶ崎市都市政策課へご連絡ください。その際に、氏名、電話番号、希望の物件、内覧の候補日をお伝えください。担当の不動産会社へお伝えいたします。

空き家の所有者と利用希望者の両者で交渉を行ってください。
空き家の登録の際に不動産関係団体へお繋ぎいたします。

※市では空き家物件のあっせん・交渉・契約については関与いたしません。

受付場所 : 茅ヶ崎市役所 本庁舎3階 都市政策課窓口 (茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号)
受付時間 : 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:00
問い合わせ : 都市政策課住宅政策担当 電話: 0467-81-7181 (直通) FAX: 0467-57-8377
メールアドレス: toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp